

## 昭和35年国勢調査の概要

### 調査の期日

昭和35年国勢調査は、昭和35年10月1日午前0時現在によって行なわれた。

### 調査の根拠法令

統計法(昭和22年法律第18号)第4条の規定にもとづいて行なわれた。調査の実施に際しては、まず調査年の前年から業務の行なわれた調査区の設定に関して、昭和35年国勢調査調査区の設定に関する政令(昭和34年政令第279号)および昭和35年国勢調査調査区設定心得(昭和34年総理府訓令第3号)が制定され、ついで調査の実施年である昭和35年には、調査の実施に関して、昭和35年国勢調査令(昭和35年政令第106号)および関係告示ならびに昭和35年国勢調査施行心得(昭和35年総理府訓令第6号)が制定された。

### 調査の地域

昭和35年国勢調査は、わが国の地域のうち、つぎに掲げる諸島を除く地域について行なわれた。

- 1 齒舞群島、色丹島、国後島および択捉島
- 2 孺婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島および火山列島をいう。)
- 3 南鳥島および沖の鳥島
- 4 東経131度52分30秒、北緯37度15分にある竹島
- 5 硫黄島島、伊平屋島および北緯27度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)

この昭和35年国勢調査の地域は、昭和30年国勢調査の調査の地域と同じである。

### 調査の対象

昭和35年国勢調査で調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。ここで「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれその住んでいる場所で調査したが、つぎの特殊な人口については、一般の定義とは別に、それぞれつぎに述べる場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に掲げる学校、同法第83条の各種学校および同法第98条の規定により存続している学校に在学している人については、居住期間にかかわらず、通学のために宿泊している場所(たとえば、自宅、下宿先、寄宿舎等)で調査し

た。

- 2 病院または診療所に入院している人は、入院してすでに3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は、3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
  - 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、すべてその住所で調査し、陸上に住所のない人は、船舶に住所があるものとして、その船舶で調査した。(後者の場合は、調査の期日前に本邦の港湾を発し、調査の期日後3日以内に本邦の港湾に入った船舶に限る。)
  - 4 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍をおく地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所で調査した。
  - 5 監獄に在監する者のうち、死刑の確定した者および受刑者または少年院もしくは婦人補導院の在院者は、すべてその監獄、少年院または婦人補導院で調査した。
  - 6 常住している場所がないか、またはどこを常住している場所としてよいかわからない人は、調査時にその人のいた場所で調査した。
- 上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人といえどもすべて調査の対象となったが、とくにつぎに掲げる人は、調査から除外された。
- 1 本邦内に駐在する外国軍隊の軍人・軍属およびその家族
  - 2 本邦内に駐在する外国の外交団・領事団および国際連合の機関の構成員(随員および家族を含む。)

### 調査の事項

昭和35年国勢調査では、つぎに掲げる事項について調査した。

(個人について調査した事項)

- 1 氏名
- 2 世帯主との続柄
- 3 男女の別
- 4 出生の年月日
- 5 国籍
- 6 1年前の常住地
- 7 教育
- 8 配偶の関係
- 9 結婚の年数
- 10 出生児数

- 11 就業状態
  - 12 就業時間
  - 13 所属の事業所の名称
  - 14 所属の事業所の事業の種類(産業)
  - 15 仕事の種類(職業)
  - 16 従業上の地位
  - 17 従業地または通学地
- (世帯について調査した事項)
- 18 世帯の種類
  - 19 住居の種類
  - 20 住宅の所有の関係
  - 21 居室の畳数
  - 22 家計の収入の種類

これらの事項のうち、9および10の出産力に関する事項は、結婚した女子について調査し、11から17までの経済活動に関する事項は、昭和20年末までに生れた人について調査した。

調査の事項を前回の昭和30年国勢調査と比較すると、前回の国勢調査で調査された事項は、すべて今回の調査でも調査されているが、今回の調査では、さらに「6. 1年前の常住地」、「7. 教育」、「9. 結婚年数」、「10. 出生児数」、「12. 就業時間」、「17. 従業地または通学地」の「通学地」、「22. 家計の収入の種類」が追加されている。

## 調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とする内閣総理大臣一部道府県知事一市町村長の指揮系統を通じて行なわれた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全域にわたって調査区が設定され、調査区ごとに地図が作成された。調査区は一般に、1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は446,512(一般調査区413,792,特別調査区31,331,水面調査区1,389)である。

実地の調査には、昭和35年国勢調査のためとくに任命された445,474人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の指導、調査票の内容検査などのために16,565人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は、原則として1人1調査区を受持ち、9月24日から30日までの間に準備調査を行ない、10月1日から3日までの間に実地調査を行なった。

調査に用いられた国勢調査調査票は、1枚に12人記入できる世帯票で、各世帯ごとに作成され、調査票の記入は、世帯主または世帯の代表者が、その世帯員について、前述の調査事項のうち1から10までの事項を記入して申告し(自計申告)、その他の事項(11~22)は、国勢調査員が質問して記入(他計申告)する方式によった。

なお、自衛隊地域および矯正施設地域の調査は、国勢調査特別調査票(連記票)を用いて行なわれた。

## 集計および結果の公表

昭和35年国勢調査による最初の結果数字として、男女別人口および世帯概数を昭和35年12月5日に公表し、同月10日に「全国都道府県市区町村別世帯および人口概数」を刊行した。

確定人口は、全国から統計局に送達された調査票によって集計を行ない、昭和36年3月から4月にかけて4回に分け逐次官報により公表し、また同年4月30日には「全国都道府県市区町村別人口(確定数)」を刊行した。「昭和35年国勢調査報告、第1巻」は、この確定人口のほか市町村別の面積、市町村別人口の昭和30年との比較等を収録し、正規の報告書として編集したものである。

昭和35年国勢調査においてはじめて設定された「人口集中地区」は、都市的地域の人口の大きさおよびその構造を明らかにするためのものであるが、その人口は昭和36年7月27日公表され、「昭和35年国勢調査人口集中地区の人口(速報)」(昭和36年8月刊)にまとめられている。さらに昭和36年12月には、人口集中地区の人口のほか、面積および境界図を収録した「わが国の人口集中地区」(6分冊)が刊行された。

1%抽出集計は、全世帯の調査票から100分の1の世帯の調査票を抽出し、調査事項のほとんど全部を集計したもので、全国、市部、郡部については細かい分類区分による結果を、都道府県および6大都市については、やや集約した分類区分による結果を表章した。このうち、全国、市部および郡部については、それぞれをさらに「人口集中地区」と「人口集中地区以外の地区」に分けて集計した。集計結果については、まずその概要を昭和36年11月13日に公表し、12月には「昭和35年国勢調査報告、1%抽出集計結果速報」を刊行した。さらに、同結果をまとめ翌37年2月~3月にわたって、「昭和35年国勢調査報告、第2巻」(6分冊)を正規の報告書として刊行した。

全数集計は、全調査票によって行ない、集計結果は、全国、都道府県および市町村別に表章した。集計は都道府県ごとに進められ、集計の終わったものから逐次報告書「昭和35年国勢調査報告、第4巻、都道府県編」により公表し、最後に全国をまとめた結果を「昭和35年国勢調査報告、第3巻、全国編」とした。

全数集計の完了後、全世帯の調査票から10分の1の世帯の調査票を抽出し、10%抽出集計を行なう。これは、1%抽出集計および全数集計で集計されなかった結果表を特別に集計するもので、集計の完了は昭和39年3月末の見込みであるが、その結果は特別報告書によって公表する予定である。

## 用語の解説

## 人 口

昭和35年の人口は、「調査の対象」の項でのべたように、各地域に常住する人口で、一般の外国人を含んだ数である。

## 年 令

年齢は、調査期日(10月1日)現在による満年齢である。

## 配偶関係

配偶関係は、届出の如何によらず、実際の状態により、つぎのように区分した。したがって、たとえば有配偶には内縁関係にある人も含まれる。

**未婚** まだ結婚したことの無い人

**有配偶** 現在妻または夫のある人

**死別** 妻または夫と死別して独身の人

**離別** 妻または夫と離別して独身の人

## 国 籍

ふたつ以上の国籍がある人の国籍は、日本と日本以外の国籍をもつ場合は日本とし、外国のふたつ以上の国籍をもつ場合は、最初に記入された国籍によった。無国籍者は「その他」に含めた。

## 1年前の常住地

「1年前の常住地」は、人口移動の状態を明らかにするため、今回の調査ではじめて調査された事項である。

調査にあたっては、1才以上の人について、まず1年前(昭和34年10月1日)現住所に住んでいたか、または他所に住んでいたかを質問し、ついで他所に住んでいたと答えた人について1年前に住んでいた市区町村名を質問した。1年前の常住地の区内は、これらの質問に対する答申によって、つぎのように区分した。

**現住所** 1年前も現在の住所に住んでいた人

**自市区町村内他所** 1年前、現在の住所には住んでいなかったが、現住所のある市区町村内に住んでいた人

**県内他市区町村** 1年前、現住都道府県内の他市区町村に住んでいた人

**他県** 1年前、現住都道府県以外の都道府県に住んでいた人

**国外** 1年前、国外に住んでいた人

なお、6大都市に常住する人口の「1年前の常住地」別区分については、上記の「県内他市区町村」をさらに「市内他区」と「県内他市区町村」のふたつに区分し、6大都市内の区相互間の移動を明らかにした。

## 教 育

現在、学校に在学しているか否かによって、「未就学者」、「在学者」、「卒業生」に区分し、「卒業生」についてはその最終卒業学校の種類により「学歴」を区分した。

## 1 在学か否かの別

**未就学者** 在学したことのない人

**在学者** 現在在学中の人

**卒業生** 学校を卒業して、現在在学していない人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、ろう学校および養護学校など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く。)のほか、学校教育法第98条により存続している従前の規定による学校もしくはこれらの学校に準ずる学校をいい、官立・公立・私立・夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。洋裁学校、料理学校、会話学校などや職員の研修所、講習所、訓練所などはここでいう学校には含まれない。

## 2 卒業生の学歴

**小学** 小学校、国民学校初等科、尋常小学校、盲学校・ろう学校・養護学校の小学部または初等科などの卒業生。

**高小** 国民学校高等科、高等小学校、通信講習所普通科などの卒業生。

**新中** 新制の中学校、盲学校・ろう学校・養護学校の中学部などの卒業生。

**青学** 青年学校普通科・本科、実業補習学校などの卒業生。

**旧中** 旧制の中学校、高等女学校、実業学校、師範学校(一部、二部)、鉄道教習所中等部・普通部、通信講習所高等科、陸軍幼年学校、海軍甲種予科練、旧看護婦学校などの卒業生および専検・実検合格者など。

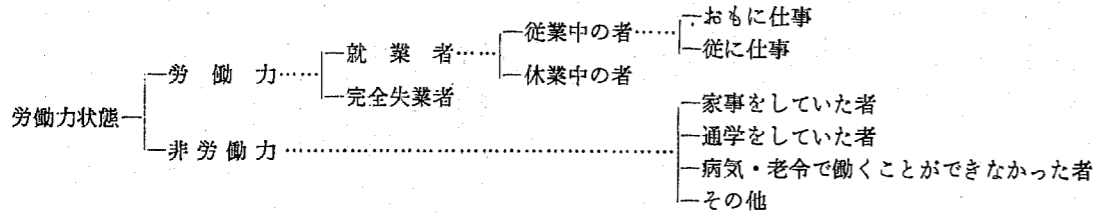
**新高** 新制の高等学校、保母養成所、(旧中卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、準看護婦

養成所などの卒業生。

短大・高専 短期大学、都道府県立農業講習所・看護婦養成所・保母養成所（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、旧制の高等学校・専門学校・大学予科・高等師範、師範学校本科（昭和21年からの卒業生）、高等通信講習所本科、陸軍士官学校、海軍兵学校、水産講習所本科（昭和27年までの卒業生）などの卒業生。

大学 大学、大学院、航空大学校、防衛大学校、海上保安大学本科、水産講習所（昭和29年からの卒業生）などの卒業生。

なお、中途退学した人の学歴は、最後に卒業した学校の種類によつた。また、外国の正規の学校を卒業した人の学歴については、上記の分類に準じて区分した。



上に示した各区分の内容を概説すると、つぎのとおりである。

従業中の者—調査週間中、賃金、給料、手当、利潤、手数料その他種類のいかんをとわず、収入になる仕事を少しでもした人（「おもに仕事」）はもちろん、家事や通学のかたわら仕事をした人（「従に仕事」）も含まれる。したがって、会社、工場、商店、官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合、および医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合も、すべて従業中の者に含まれる。

また、農家、商店、医院などの家族が家業の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして従業中に含めた。

休業中の者—収入になる仕事をもつてはいるが、調査週間中、少しでも仕事をしなかった人で、つぎのいずれかにあたる場合、休業中の者とした。

(1) 勤め先のある人で、休みはじめてから30日以上にならない場合、または30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている場合。

(2) 自分で事業をいとなんでいる人で、休業してから30日以上にならない場合。

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもつてもいなかった人のうち、仕事につくことが可能であつて、かつ仕事を積極的に探していた人をいう。

出産力に関する事項

1 既婚女子

現在結婚している女子およびいまままでに結婚したことのある女子をいう。

2 出生児数

結婚生活において実際に生んだ子供の数で、出生後死んだ子供の数も含む。死産、流産は含まない。

労働力状態

昭和35年国勢調査では、15才以上の人について、昭和35年9月24日から30日までの1週間（以下、調査週間という。）の事実によって労働力状態をつぎのように区分した。

非労働力—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもつてもいなかった人のうち、仕事につくことが不可能であるか、または、仕事を積極的に探さなかった人をいう。

なお、この報告書で「労働力」とは、以上のうち「従業中の者」、「休業中の者」および「完全失業者」を総括したものをいい、「就業者」とは、「労働力」に含まれる人のうち「従業中の者」と「休業中の者」を合わせたものである。

産 業

産業は、従業中の者については、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類により、休業中の者については、ふだんその人が働いている事業所の事業の種類によってその分類項目をきめた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人がおもに働いていた事業所の事業の種類によつた。また、事業所が2種以上の事業を営んでいる場合には、おもな事業の種類によつた。

分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令127号、昭和32年5月行政管理局告示第19号）にもとづき、昭和35年国勢調査の結果表章に用いるため作成されたもので、13の大分類、41の中分類および141の小分類から構成されている。ただし、全数集計では小分類についての集計は行なわれず、10%抽出集計で行なわれる予定である。

分類項目の内容については総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和35年国勢調査産業分類 分類項目、説明および内容例示（昭和35年10月刊）

昭和35年国勢調査 国および地方公共団体の産業分類適用例（昭和35年10月刊）

昭和35年国勢調査に用いる産業・職業分類の解説

職 業

職業は、従業中の者については、調査週間中、その人が働いていた事業所で実際に従事していた仕事の種類により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所で実際に従事していた仕事の種類によってその分類項目をきめた。その事業所で、調査週間中、2種以上の仕事に従事した場合には、おもな仕事の種類によつた。

職業分類は、昭和35年国勢調査のためにとくに作成したもので、10の大分類、41の中分類、268の小分類から構成されている。ただし、全数集計では小分類についての集計は行なわれず、10%抽出集計で行なわれる予定である。

分類項目の内容については、総理府統計局刊行のつぎの冊子を参照されたい。

昭和35年国勢調査職業分類 分類項目名、説明および内容例示（昭和35年10月刊）

昭和35年国勢調査に用いる産業・職業分類の解説

従業上の地位

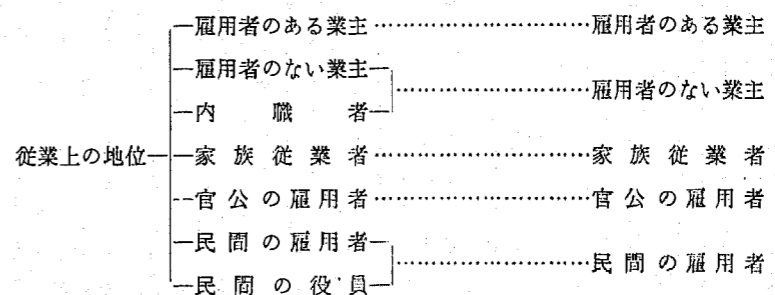
従業上の地位は、従業中の者については、調査週間中、その人が働いていた事業所における地位により、休業中の者については、その人がふだん働いている事業所における地位によって、つぎのように7区分した。

雇用者のある業主—個人で事業を営んでいる人で、その事業のために1人以上の雇用者を使用している人をいう。

雇用者のない業主—個人または家族とだけで事業を営んでいる人で、その事業のために雇用者を1人も使用していない人をいう。

（昭和35年国勢調査）

（昭和30年国勢調査）



就業時間

就業時間とは、「従業中の者」が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計である。二つ以上の仕事に従事した人の

内職者—自宅で内職をしている人をいう。ここで内職とは、主婦や老人などが、店や作業場などの設備を持たないで、家庭で行なり賃仕事をいう。

家族従業者—個人商店や農家などで、家族の経営する事業を手伝っている人をいう。

官公の雇用者—国または都道府県、市区町村に雇用されて賃金、給料などを受けている人をいう。この場合、常勤・非常勤または現業・非現業のいかんを問わない。

民間の雇用者—一般の会社・団体・公社などに雇用されている人や個人商店の雇い人のほか、個人の家庭に雇われている家事使用人も含む。また、公団・公庫・国鉄・駐留軍などに雇用されている人も民間の雇用者に含まれる。しかし、会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）は含まない。

民間の役員—会社・団体・公社などの役員（重役・理事など）をいい、たとえば、株式会社の取締役・監査役、合名会社や合資会社の代表社員、組合や協会の理事・監事など、また公社や公団の総裁・理事・監事なども含む。

なお、統計表のうち、第10表および第13表では、従業上の地位を「9区分」に分けてあるが、これは上記の「民間の雇用者」および「民間の役員」をそれぞれ、従業地が自宅以外か自宅かによって、「自宅外で就業」の者と「自宅で就業」の者に区分したものである。

また、第15表では、従業上の地位を『業主』・『家族従業者』・『雇用者』の3区分に区分したが、このうち『業主』は上記の「雇用者のある業主」、「雇用者のない業主」および「内職者」をまとめたものであり、また『雇用者』は上記の「官公の雇用者」、「民間の雇用者」および「民間の役員」をまとめたものである。『家族従業者』は上記の「家族従業者」と同じものである。

昭和30年国勢調査における従業上の地位は5区分であつたが、これと今回の従業上の地位区分との関係はつぎのとおりである。

就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

世帯の種類

世帯は、つぎの2種に区分した。

普通世帯一住居と生計をともにしている人の集まり、または1戸をかまえて住んでいる単身者をいう。住居と生計をともにしている家族のほか、間代・食費などを支払っていない単身の同居人・間借人などがあれば、これらの人も含めて一つの普通世帯とした。住込みの雇い人については、つぎのように取り扱った。

(i) 住込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、6人以上の場合は営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。

(ii) 住込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含めた。

準世帯一普通世帯を構成する人以外で、(1)普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者、(2)6人以上の住込みの営業使用人の集まり、(3)単身者用の寄宿舍・独身寮などの寄宿人、病院・療養所の入院患者、社会施設の収容者などの集まり、をいう。(1)は1人1人を一つの準世帯(1人の準世帯)とし、(2)は営業使用人をまとめて一つの準世帯とし、(3)は寄宿舍・寮・病院など住居ごとにまとめて一つの準世帯とした。

なお、昭和30年国勢調査では、営業使用人は何人いても、家事使用人の場合と同様、雇い主の世帯に含めた。また、準世帯のうち、上記の(1)、すなわち、普通世帯または下宿屋などに下宿または間借りしている単身者は、1人であればその人だけを「1人の準世帯」とし、2人以上であればまとめて一つの準世帯とした。したがって、昭和35年の「1人の準世帯」は昭和30年にくらべ、定義上かなり範囲が広がっているため、結果の利用にあたっては注意されたい。

準世帯の種類

準世帯はつぎの10種類に区分した。

1人の準世帯一普通世帯と住居をともにし、別に生計を維持している単身者、または下宿屋などに下宿している単身者の準世帯

営業使用人の世帯一6人以上の住込みの営業使用人のみからなる準世帯

学校の寄宿舍一学校の寄宿舍で起居をともにし、通学している学生・生徒からなる準世帯

会社などの寄宿舍一会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などに、起居をともにしている単身の職員からなる準世帯

病院・療養所一病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者からなる準世帯

社会施設一養老院や児童保護施設などの収容者からなる準世帯

船舶一陸上に自宅のない単身の船舶乗組員からなる準世帯

自衛隊一自衛隊の営舎内または船舶内の居住者からなる準世帯

矯正施設一刑務所および拘置所の収容者ならびに少年院および婦人補導院の在院者からなる準世帯

その他一以上のどれにもあてはまらない準世帯

家計の収入の種類

家計の収入の種類は、今回の調査ではじめて調査された事項で、普通世帯について、つぎのように区分した。

家業収入がおもな収入である世帯

家業収入のみの世帯

賃金・給料よりの収入もある世帯

その他の収入もある世帯

賃金・給料がおもな収入である世帯

賃金・給料のみの世帯

家業収入もある世帯

その他の収入もある世帯

家賃・地代・利子配当がおもな収入である世帯

内職収入がおもな収入である世帯

恩給・年金がおもな収入である世帯

失業保険金がおもな収入である世帯

生活保護金がおもな収入である世帯

仕送りその他がおもな収入である世帯

これらの家計の収入の種類の内容は、おおむねつぎのとおりである。

家業収入一農家・個人商店などのように個人経営の事業から得る収入をいう。

賃金・給料一会社・団体・公社・官公庁および個人商店などに雇われている人が、その勤め先から得る収入をいう。

家賃・地代・利子配当一家賃・間代・地代・権利金・小作料など土地または家屋の所有によって生まれる収入、および預貯金や貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権や特許権の使用料をいう。

内職収入一主婦や老人などが、店や作業場などの設備をもたないで家庭で行なう賃仕事から得る収入をいう。

恩給・年金一恩給、退職年金、老令年金、母子年金、傷害年金、遺族年金などのように年々受ける収入をいう。

失業保険金一公共職業安定所から受ける失業保険金をいう。

生活保護金一生活保護法によって受ける生活扶助料をいう。

仕送り一いっしょに住んでいない親族または知人からほぼ定期的に送られてくる生活費をいう。

住居の種類

住居は、つぎの3種に区分した。

住宅一一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができ

るように建てられ、または改造された永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所つきの住宅もこれに含まれる。

寄宿舍・下宿屋一生涯をともにしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、または改造された建物をいう。

その他一住宅および寄宿舍・下宿屋以外のすべての住居をいう。病院、学校、旅館、会社、工場、事務所などや、臨時応急的に作られた住居たとえば仮小屋、天幕小屋などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

所有の関係は、住宅に住む世帯についてのみ、つぎの4種に区分した。

持家一その住宅に居住する世帯が所有する住宅をいう。この場合、かならずしも登記の有無を問わず、また、分割払いなどで支払いが完了していない場合も含まれる。

借家一その住宅に居住する世帯が借りている住宅で、つぎのべる給与住宅でない住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。

給与住宅一会社・団体・官公庁などが所有または管理していて、その職員または従業員を職務のつごう上、または給与の一部として居住させている住宅をいう。この場合、家賃の支払いの有無を問わない。

間借一他の世帯の住んでいる住宅の一部を借りて住んでいる場合をいう。

なお、二つ以上の世帯が1住宅を共同で借りている場合や、全部が間借りの形で居住している場合には、便宜上、一つの世帯を借家とし、他を間借とした。

住宅の居住室の畳数

居住室の畳数は、住宅に住む世帯についてのみ調査した。居住室とは居間、茶の間、寝室、客間、仏間、応接間、書斎、女中部屋など、居住、就寝の用に供し得る部屋で、洋間、板の間など畳の敷いてない居住室は、3.3平方メートル(1坪)を2畳の割合で換算して畳数に含めた。